第三十九条の十五第一項第四号ロ中「第三十九条の十七の三第七項」を「第三十九条の十七の三第五項」に改め、同条第五項第一号中「第六十六条の六第五項各号」を「第六十六条の六第七項各号」に、「第四十条の四第五項各号」を「第四十条の四第七項各号」に改め、同条第八項中「第六十六条の六第十一項」を「第六十六条の六第十四項」に改める。

第三十九条の十七に次の一項を加える。

10　法第六十六条の六第二項第十号に規定する政令で定める日は、同項第八号に規定する清算部分対象外国関係会社又は同項第九号に規定する清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日と同項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第三十九条の十七の二第一項中「第六十六条の六第五項第一号」を「第六十六条の六第七項第一号」に改め、同条第二項第四号に次のただし書を加える。

ただし、当該最も高い税率が適用されることが通常見込まれないこと、当該最も高い税率が適用される所得の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により、この号本文の規定によることが著しく不適当であると認められる場合は、この限りでない。

第三十九条の十七の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第六十六条の六第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」に、「第十項第四号」を「第八項第四号」に、「第六十六条の六第六項に」を「第六十六条の六第八項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第六十六条の六第六項第一号」を「第六十六条の六第八項第一号」に、「第六項に」を「第六十六条の六第六項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第六十六条の六第六項第一号」を「第六十六条の六第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六十六条の六第六項第一号イ」を「第六十六条の六第八項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第六十六条の六第六項第一号ロ」を「第六十六条の六第八項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第六項の」を「第四項の」に、「第六十六条の六第六項第一号ロ」を「第六十六条の六第八項第一号ロ」に、「第六項中」を「第四項中」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六十六条の六第六項第二号」を「第六十六条の六第八項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第六十六条の六第六項第二号」を「第六十六条の六第八項第二号」に改め、同項第四号中「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六十六条の六第六項第四号」を「第六十六条の六第八項第四号」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六十六条の六第六項第四号」を「第六十六条の六第八項第四号」に、「第六項の」を「第六十六条の六第八項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第六十六条の六第六項」を「第六十六条の六第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第六十六条の六第六項第六号」を「第六十六条の六第八項第六号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第六十六条の六第六項第一号」を「第六十六条の六第八項第一号」に、「第六十六条の六第六項第七号」を「第六十六条の六第八項第七号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第六十六条の六第六項第七号の二イ」を「第六十六条の六第八項第七号の二イ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第六十六条の六第六項第七号の二ロ」を「第六十六条の六第八項第七号の二ロ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第六十六条の六第六項第八号」を「第六十六条の六第八項第八号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第六十六条の六第六項第八号」を「第六十六条の六第八項第八号」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第六十六条の六第六項第九号」を「第六十六条の六第八項第九号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第六十六条の六第六項第九号」を「第六十六条の六第八項第九号」に、「第二十五項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第六十六条の六第六項第八項の」を「第六十六条の六第八項第八項の」に、「第二十一項」を「第十九項」に、「第六十六条の六第六項第八号」を「第六十六条の六第八項第八号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十三項を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十二項中「第二十三項」を「第二十一項」に、「第六十六条の六第六項第十号」を「第六十六条の六第八項第十号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第六十六条の六第六項第十一号」を「第六十六条の六第八項第十一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第十一項から第十四項まで」を「第九項から第十二項まで」に、「第六十六条の六第六項第十一号ニ」を「第六十六条の六第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第十六項」を「第十四項」に、「第六十六条の六第六項第十一号ト」を「第六十六条の六第八項第十一号ト」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第六十六条の六第六項第十一号ヲ」を「第六十六条の六第八項第十一号ヲ」に改め、「事業年度（」の下に「当該事業年度が特例清算事業年度（同条第二項第十号に規定する特例清算事業年度をいう。次項及び次条第三項第三号において同じ。）である場合には解散直前事業年度（法第六十六条の六第二項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度の前事業年度をいう。次項において同じ。）とし、」を加え、「には、」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「第六十六条の六第六項第十一号ヲ」を「第六十六条の六第八項第十一号ヲ」に、「の人件費」を「当該事業年度が特例清算事業年度である場合には、解散直前事業年度）の人件費」に、「当該」を「当該事業年度が特例清算事業年度である場合には解散直前事業年度とし、当該」に、「には、」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「第六十六条の六第七項」を「第六十六条の六第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）とする。」を削り、「第六十六条の六第十項第一号」を「第六十六条の六第十二項第一号」に、「第四十条の四第十項第一号」を「第四十条の四第十二項第一号」に、「第六十六条の六第六項第四号」を「第六十六条の六第八項第四号」に改め、「清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第三十項とする。

第三十九条の十七の四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項に」を「第六十六条の六第十項に」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改め、同条第三項中「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第四項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改める。

第三十九条の十七の六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十五第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の十九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十五第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二十九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十五第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の三十九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十五第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十六第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十七第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十八第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の四十九第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十一第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十二第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十三第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八項第一号ヲ」を「第六十六条の六第十項第一号ヲ」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に改める。

第三十九条の十七の五十四第一項中「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第六十六条の六第八項第一号」を「第六十六条の六第十項第一号」に、「第六十六条の六第八項第一号ニ」を「第六十六条の六第十項第一号ニ」に、「第六十六条の六第八項第一号ト」を「第六十六条の六第十項第一号ト」に、「第六十六条の六第八